

令和4年度下越福祉行政組合各会計  
歳入歳出決算意見について

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された令和4年度下越福祉行政組合一般会計及び特別会計歳入歳出決算を審査した結果、次のとおりである。

記

1 審査対象

- (1) 令和4年度下越福祉行政組合一般会計歳入歳出決算
- (2) 令和4年度下越福祉行政組合老人ホーム特別会計歳入歳出決算
- (3) 令和4年度下越福祉行政組合保健施設特別会計歳入歳出決算

2 審査期間

令和5年10月17日

3 審査の総括的意見

審査に付された一般会計及び特別会計歳入歳出決算書並びに付属書類はいずれも関係法令に準拠して作成され、計数は関係諸帳簿と符合して正確であると認めた。

令和5年10月17日

下越福祉行政組合

管理者 新発田市長 二階堂 馨 様

下越福祉行政組合

監査委員 角 幸治



監査委員 田中 清善

